

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年2月13日
【会社名】	株式会社SBI証券
【英訳名】	SBI SECURITIES Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 正人
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-5562-7210（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 杉本 孝元
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-5562-7210（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 杉本 孝元
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2024年12月13日
【発行登録書の効力発生日】	2024年12月21日
【発行登録書の有効期限】	2026年12月20日
【発行登録番号】	6 - 関東2
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 200,000百万円
【発行可能額】	200,000百万円 （200,000百万円） （注）発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 （下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき 算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2025年2月13日（提出日）であります。
【提出理由】	2024年12月13日に関東財務局長に提出した発行登録書の記載事項 中、「第一部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正 を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」 の記載を追加するため、本訂正発行登録書を提出いたします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

<株式会社SBI証券第1回無担保社債(劣後特約付)に関する情報>

銘柄	株式会社SBI証券第1回無担保社債(劣後特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	(未定)(注)12
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	(未定)(注)12
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	(未定)(注)12
利払日	(未定)(注)12
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日(別記「償還の方法」欄第2項第(1)号に定義する。以下同じ。ただし、期限前償還される場合には期限前償還期日(別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に定義する。以下同じ。))までこれをつけ、2025年(未定)月(未定)日(注)12を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年(未定)月(未定)日及び(未定)月(未定)日(注)12(当該第1回の支払期日を含め、以下「利息支払期日」という。)に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半年に満たない利息を計算するときは、その半年間の日割でこれを計算する。利息支払期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>償還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>本社債の利息の支払については、本項各号のほか、別記「(注)6 劣後特約」に定める劣後特約に従う。</p> <p>(2) 利払の停止</p> <p>利払の強制停止</p> <p>当社は、本項第(1)号の規定にかかわらず、ある利息支払期日の15銀行営業日前(以下、本号において「通知基準日」という。)の5銀行営業日前において、資本不足事由(下記に定義する。)が発生し、かつ継続している場合(以下「強制停止事由」という。)には、当該通知基準日までに別記「(注)7 社債権者に通知する場合の公告」に定める公告又はその他の方法により本社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)及び財務代理人(別記「(注)4 財務代理人、発行代理人及び支払代理人」に定める財務代理人をいう。以下同じ。)に通知をしたうえで、当該通知に係る利息支払期日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する利息支払期日における本社債の利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べなければならない(以下、当該繰延べを「強制停止」といい、強制停止により繰り延べられた利息の未払金額を「利払停止金額」という。)。なお、利払停止金額には、利息を付さない。</p> <p>「資本不足事由」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第46条の6第1項その他の関係法令、告示又はそれらの解釈に基づいて算出される当社の自己資本規制比率(以下「自己資本規制比率」という。)が金融商品取引法第46条の6第2項の規定に違反している場合、又は当該通知に係る利息支払期日における本社債の利息の支払を行うことにより当社の自己資本規制比率が金融商品取引法第46条の6第2項の規定に違反することとなる場合をいう。</p>

	<p>未払残高の支払</p> <p>当社は、その裁量により、ある利息支払期日の10銀行営業日以上20銀行営業日以内に別記「(注)7 社債権者に通知する場合の公告」に定める公告又はその他の方法により本社債権者及び財務代理人に通知(かかる通知には支払われる利払停止金額を記載することを要する。)することにより、当該利息支払期日に未払残高の全部又は一部の支払を行うことができる。ただし、かかる支払は、当該通知を行う時点において、()適用のある規制上の要件を充足していること、及び()強制停止事由が発生していないことを条件とする。</p> <p>当社が未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い利息支払期日に係る利払停止金額から順に充当される。</p> <p>本社債の未払残高の支払については、本号のほか、別記「(注)6 劣後特約」に定める劣後特約に従う。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記「(注)11 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2028年(未定)月(未定)日(注)12
償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、当該償還を行った後において、当社の自己資本規制比率が金融商品取引法第46条の6第2項の規定に違反しない水準を維持することが見込まれることを条件とし、かつ、金融庁長官の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限る。)その他その時点において適用のある規制上の要件を充足したうえで(かかる条件及び規制上の要件を、以下「償還要件」という。)、2028年(未定)月(未定)日(注)12(以下「償還期日」という。)に未払残高(下記に定義する。)の支払とともにその総額を償還する。</p> <p>償還要件が充足されないことにより本社債が償還期日に償還されない場合、償還期日は償還要件が充足される最初の利息支払期日まで延長され、その間も別記「利率」欄に定める利率による利息が発生する。</p> <p>当社は、償還要件が充足されない場合、その旨を償還期日(本号に基づき延長されている場合には延長後の償還期日。以下同じ。)より前の30日以上60日以内に、別記「(注)7 社債権者に通知する場合の公告」に定める公告又はその他の方法により本社債権者及び財務代理人に通知し、当該通知の内容が本社債権者を拘束する。</p> <p>「未払残高」とは、本社債に関してその時点で残存するすべての利払停止金額をいう。</p> <p>(2) 当社は、本項第(1)号の規定にかかわらず、払込期日以降、税務事由(下記に定義する。)又は資本事由(下記に定義する。)が発生し、かつ継続している場合、償還要件を充足したうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、期限前償還しようとする日(以下「期限前償還期日」という。)までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合の金額で、未払残高の支払とともに期限前償還することができる。</p> <p>当社は、本号に基づき本社債を期限前償還しようとする場合、期限前償還期日より前の30日以上60日以内に必要な事項を別記「(注)7 社債権者に通知する場合の公告」に定める公告又はその他の方法により本社債権者及び財務代理人に通知する。</p> <p>「税務事由」とは、日本の税制又はその解釈の変更等により、本社債の利息の損金算入が認められないこととなり、当社が合理的な措置を講じてもかかる損金不算入を回避することができない場合をいう。</p> <p>「資本事由」とは、当社が、金融庁その他の監督当局と協議の結果、本社債の全部又は一部の額が、その時点において効力を有する当社に適用のある自己資本規制比率に関連する法律、政令、府令、規則、告示、監督指針その他金融庁が公表する文書に基づく自己資本規制比率の計算における短期劣後債務として扱われないおそれがあると判断した場合をいう。</p>

	<p>(3) 償還期日(ただし、期限前償還される場合には期限前償還期日。)が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、償還要件を充足したうえで、別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(5) 本社債の償還については、本項各号のほか、別記「(注)6 劣後特約」に定める劣後特約に従う。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記「(注)11 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2025年(未定)月(未定)日(注)12
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2025年(未定)月(未定)日(注)12
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	本社債には、一切の財務上の特約を付さない。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には、一切の財務上の特約を付さない。

(注)1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本社債について、当社はR&IからA-の予備格付を2025年2月13日付で取得しており、また、R&IからA-の本格付を2025年(未定)月(未定)日(注)12付で取得する予定である。ただし、予備格付の付与以降にR&Iが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当社はJCRからA-の予備格付を2025年2月13日付で取得しており、また、JCRからA-の本格付を2025年(未定)月(未定)日(注)12付で取得する予定である。ただし、予備格付の付与以降にJCRが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

なお、本社債につき、約定により許容される利息の支払停止が生じた場合、当該支払停止は「債務不履行」にあたらぬが、JCRでは債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該

确实性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の确实性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>) に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2 振替社債

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

5 期限の利益喪失に関する特約

(1) 本社債には期限の利益喪失に関する特約を付さない。

(2) 本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

6 劣後特約

(1) 本社債の償還及び利息の支払は、当社に関し、清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含む。以下同じ。）が開始された場合、破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の決定があった場合、又は日本法によらない清算手続、破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合に、以下の規定に従って行われる。

清算の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について清算手続が開始された場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

当社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払を受け又は弁済される権利を有する当社の債権者が保有する債権のうち、本社債に基づく債権及び本号 ないし と実質的に同じ条件を付された債権若しくはこれに劣後する条件を付された債権を除くすべての債権が、会社法の規定に基づき、その債権額について全額支払われ、又はその他の方法で全額の満足を受けたこと。

破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された最後配当の手続に参加することができる債権のうち、本社債に基づく債権及び本号 ないし と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められるすべての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号 ないし と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に遡って従前の効力に復する。

(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号 ないし と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による清算手続又は倒産手続の場合

当社について、日本法によらない清算手続、破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれらに準ずる手続が外国において本号 ないし に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本号 ないし の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生する。ただし、その手続上かかる条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に係ることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、本社債及び本(注)6第(1)号 ないし と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権を除く債権を有するすべての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)6第(1)号 ないし に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部又は一部が本社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、本社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 相殺禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)6第(1)号 ないし に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就しない限りは、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本(注)6第(1)号の規定により、当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後の破産債権に後れるものとする。

7 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる)にこれを掲載する。

8 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

9 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4を除く。)の変更は、本(注)6第(2)号の規定に反しない範囲で、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。

(2) 前号の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

10 社債権者集会

(1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を本(注)7に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債についての各社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえで、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

11 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則等に従って支払われる。

12 未定事項については、需要状況を勘案したうえで、利率の決定日に決定する予定である。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

<株式会社SBI証券第1回無担保社債（劣後特約付）に関する情報>

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(注) 1 元引受契約を締結する金融商品取引業者は上記を予定しておりますが、引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定であります。

2 大和証券株式会社は、以下の金融商品取引業者に、本社債の募集の取扱いを一部委託する予定であります。

名称：株式会社SBI証券

住所：東京都港区六本木一丁目6番1号

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

「第一部 証券情報 第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<株式会社 S B I 証券第1 回無担保社債（劣後特約付）に関する情報>

本社債への投資にあたり留意すべき事項

本社債に対する投資の判断にあたっては、発行登録書、訂正発行登録書及び発行登録追補書類に記載の内容の他に、以下に示すような様々なリスク及び留意事項を特に考慮する必要があります。ただし、以下は本社債に対する投資に係るすべてのリスク及び留意事項を網羅したものではありません。

なお、本「本社債への投資にあたり留意すべき事項」中で使用される用語は、以下で別途定義される用語を除き、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行社債」中で定義された意味を有します。

(1) 利払の停止に関するリスク

当社は、当社の自己資本規制比率が金融商品取引法第46条の6第2項の規定に違反している場合、又は本社債の利息の支払を行うことにより当社の自己資本規制比率が金融商品取引法第46条の6第2項の規定に違反することとなる場合には、本社債の利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べなければなりません。従って、本社債は、利払が停止されている期間、その期待されたキャッシュ・フローを生じず、本社債権者は本社債に関して予定した利息収入の全部又は一部を得られない可能性があります。

(2) 償還に関するリスク

期限前償還について

当社は、払込期日以降、税務事由又は資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、償還を行った後において当社の自己資本規制比率が同条第2項の規定に違反しない水準を維持することが見込まれること、及び金融庁長官の事前の承認の取得等の償還要件を充足したうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還しようとする日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合の金額で、期限前償還することができます。かかる期限前償還がなされた場合、本社債権者は予定した将来の金利収入を得られなくなり、また、その時点で再投資したときに、予定した金利と同等の利回りを達成できない可能性があります。

償還期日の延長について

当社は、償還を行った後において当社の自己資本規制比率が金融商品取引法第46条の6第2項の規定に違反しない水準を維持することが見込まれること等の償還要件が充足されない場合、所定の償還期日である2028年（未定）月（未定）日（注）に本社債を償還せず、償還要件が充足される最初の利息支払期日まで償還期日を延長する可能性があります。かかる延長が行われた場合、本社債権者による投資資金の回収が、潜在的には無期限に、延長される可能性があります。

(3) 信用リスク

本社債は無担保の債務であり、当社が倒産等の事態に陥った場合、本社債に関する支払の一部又は全部が行われない可能性があります。

(4) 本社債の劣後性に関するリスク

本社債には劣後特約が付されており、当社につき当該劣後特約に定める一定の法的倒産手続に係る事由（劣後事由）が発生し、かつ当該劣後事由が継続している場合には、当社の一般債務が全額弁済されるまで、本社債に基づく元金の支払は行われません。従って、当社につき劣後事由が発生し、かつ当該劣後事由が継続している場合、本社債権者は、その投資元本の全部又は一部の支払を受けられない可能性があります。

本社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていません。また、本社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

(5) 信用格付に関するリスク

本社債に付与される信用格付は、債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における信用格付業者の意見であり事実の表明ではありません。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報若しくは債務に対する保証ではありません。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではありません。信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられることがあります。信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用していますが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではありません。本社債に付与される信用格付は当社の財務状態の悪化、当社に適用される規制の変更や信用格付業者による将来の格付基準の見直し等により、格下げとなる可能性があります。この場合、償還前の本社債の価格及び市場での流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 市場金利の変動又は当社の経営・財務状況等に起因する価格変動リスク

償還前の本社債の価格は、市場金利の変動、当社の経営・財務状況の変化及び本社債に付与された格付の状況等により変動する可能性があります。

(7) 本社債の特性に起因する価格変動リスク

上記(1)に掲げる利払の停止が生じた場合、又は上記(2)に記載のとおり本社債の償還期日が延長された場合、本社債の価格は、かかる特性を有しない社債よりも大幅に変動する可能性があります。また、将来の法令の改正又は規制当局の見解の変更等により本社債の法令上の位置付けが変更されることとなった場合には、本社債の価格が大幅に下落する可能性があります。

(8) 本社債の流動性に関するリスク

本社債の発行時においてその流通市場は存在せず、またかかる市場が形成される保証はありません。従って、本社債権者は、本社債を売却できないか、又は希望する条件では本社債を売却できず、金利水準や当社の経営・財政状況及び本社債に付与される格付の状況等により、投資元本を割り込む可能性があります。

(9) 税制の変更に係るリスク

本社債の元利金に関する税制又はかかる税制に関する解釈・適用・取扱いが変更された場合、本社債権者の予定していた元利金収入の額が減少することがあり得ますが、この場合であっても当社は本社債について何ら追加的支払の義務を負いません。

(注) 未定事項については、需要状況を勘案したうえで、利率の決定日に決定する予定であります。